

大阪府投薬後健康管理体制確保補助金交付要領

(目的)

第1条 大阪府（以下、「府」という。）は、中和抗体薬の投与を受けた新型コロナウイルス感染症患者に対し、投与後の健康管理体制の確保等を行うため、第2条に定める医療機関に対して、投薬後健康管理体制確保補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号、以下「規則」という。）及びこの要領の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 この補助金の対象者は、府内に所在し、次の（1）又は（2）のいずれかに該当する医療機関とする。ただし、当該医療機関が（1）及び（2）のいずれにも該当する場合、各号の医療機関に対する補助金を重複して申請することができる。

- （1）大阪府抗体治療外来医療機関として府に登録されている医療機関のうち、新型コロナウイルス感染症患者等受入医療機関（以下、「受入医療機関型病院」という。）
- （2）大阪府新型コロナウイルス抗体治療バックアップ病院として府に登録されている医療機関（以下、「バックアップ病院」という。）

(補助対象期間)

第3条 この補助金の対象となる期間は、別途知事が定める期間とする。

(補助対象及び交付額)

第4条 補助の対象となる経費及び交付額は、補助対象者ごとに下表に定めるところとする。

補助対象者	補助対象経費	交付額
受入医療機関型病院	補助対象期間中に、外来で患者へ中和抗体薬を投与した後、外来診療時間外に健康管理を行う医師のオンコール体制の確保等に要する経費	1月あたりの交付額は以下のとおりとする。 （ア）外来で中和抗体薬を投与した患者数が月間で30人以上100人未満の月は、2,500,000円 （イ）外来で中和抗体薬を投与した患者数が月間で100人以上の月は、5,000,000円
バックアップ病院	補助対象期間中に、受入医療機関型病院以外の抗体治療医療機関が外来又は往診により中和抗体薬の投与を行う場合のバックアップ（患者の病態悪化時の相談及び、容体急変時の緊急の入院受入等）の体制確保等に要する経費	バックアップ病院としての業務を行った1月あたりの交付額は1,200,000円とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 規則第4条第1項により、補助金の交付の申請をしようとするものは、交付申請書(様式第1号)のほか知事が必要と認める書類を、知事の定める日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第6条 規則第12条の規定による報告は、知事が定める期日までに実績報告書(様式第2号-①、第2号-②)に関係書類を添付して提出することにより行うものとする。

(経費等の内容変更等)

第7条 規則第6条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更とは、補助対象経費の減額を伴う事業内容の変更とする。

2 規則第6条第1項第1号又は第2号に規定する知事の承認を受けようとする場合は、変更承認申請書(様式第3号)に関連書類を添付して、知事に提出しなければならない。ただし、第6条で定める実績報告で確認できる場合はこの限りではない。

3 補助事業の内容の変更により交付決定の額を変更する必要がある場合は、前項の例によりすることができる。

4 規則第6条第1項第3号に規定する知事の承認を受けようとする場合は、中止(廃止)承認申請書(様式第4号)に関連書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第8条 規則第6条第2項の規定により附する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助対象者のうち受入医療機関型病院にあっては、中和抗体薬の投与を受けた患者が、投与後24時間以内に入院が必要となった場合には、原則として自院で入院受入を行うこと。

(2) 補助対象者のうちバックアップ病院にあっては、府の求めがあった場合は、実績報告とは別に、連携する抗体治療医療機関の投与実績を取りまとめたうえ、府へ提供すること。

(3) 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、補助対象者に対し報告又は関係書類の提出を求め、又はその職員に実地に立ち入り、運営の状況若しくは帳簿、書類その他補助事業に関係のある物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(4) 補助対象者は補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを補助事業完了後10年間保管しておかななければならない。ただし、補助対象者が地方公共団体以外の場合は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了後10年間保管しておかななければならない。

(補助金交付の申請の取下げ)

第9条 この補助金の交付を申請した者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して10日以内に限り当該申請書を取り下げることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助金の交付)

第10条 知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付する。

(補助金の返還等)

第 11 条 知事は、この補助金の交付を受けた補助事業者が、以下(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて当該取消しに係る部分の補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の交付決定にあたり、規則第 6 条第 2 項の規定により知事が附した条件を遵守しなかったとき
- (2) 補助に関する帳簿、証拠書類、台帳の不備があったとき
- (3) 虚偽の申請その他の不正な方法によって補助金の交付を受けたことが明らかになったとき

2 規則第 13 条の規定による補助金の額の確定をした場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、規則第 16 条第 2 項の規定に基づき返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とする。

4 前項に規定する期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(その他)

第 12 条 特別の事情により第 4 条、第 5 条、第 7 条に定める算定方法及び手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、令和 3 年 9 月 14 日から施行し、令和 3 年 9 月 1 日から適用する。

この要領は、令和 3 年 10 月 29 日から施行し、令和 3 年 10 月 7 日から適用する。